

佐賀県告示第 214 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可申請があったので、同条第 2 項において準用する同法第 15 条第 4 項の規定により、申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を一般の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、佐賀県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和 6 年 10 月 18 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 変更許可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社三協環境開発
武雄市北方町大字志久 815 番地 1
代表取締役 釜崎 博昭
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
武雄市北方町大字志久字広田 1466 番 6、1466 番 9、1472 番、1474 番 3、
1476 番 1、1476 番 4 及び 1490 番 1
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 3 号ロ、第 5 号ロ、第 8 号イ及び第 13 の 2 号イに掲げる焼却施設をいう。）及び乾燥施設（同条第 2 号に掲げる乾燥施設をいう。）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
 - (1) 焼却
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、
繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず及び動物のふん尿 以上 11 種類（水銀

使用製品産業廃棄物（水銀回収が義務付けられているものを除く。）及び水銀含有ばいじんなど（水銀回収が義務付けられているものを除く。）を含み、石綿含有産業廃棄物を除く。）

(2) 乾燥

汚泥、廃酸及び廃アルカリ 以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物（水銀回収が義務付けられているものを除く。）及び水銀含有ばいじんなど（水銀回収が義務付けられているものを除く。）を含み、石綿含有産業廃棄物を除く。）

5 申請年月日

令和6年5月28日

6 縦覧の場所並びに期間及び時間

(1) 縦覧の場所

佐賀県県民環境部循環型社会推進課（佐賀市城内一丁目1番59号）及び武雄市まちづくり部環境課（武雄市武雄町大字昭和12番地10）

(2) 縦覧の期間及び時間

令和6年10月18日から令和6年11月18日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

7 意見書の提出

(1) 提出期限

令和6年12月2日

(2) 提出方法

持参、郵送（提出期限日の消印有効）又は電子申請システム（LOGOフォーム）

(3) 提出場所

佐賀県県民環境部循環型社会推進課（郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号）又は武雄市まちづくり部環境課（郵便番号 843-8639 武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10）

(4) 意見書に記載すべき事項（日本語で記載すること。）

ア 意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

イ 意見書を提出する対象施設の名称

ウ 対象施設の設置に係る具体的な利害関係

エ 生活環境の保全上の見地からの意見